

2020年9月28日

学生および保護者の皆さま

札幌大谷学園 法人本部財務課

新型コロナウイルス感染症に係る経済的理由による学費等分納の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症の影響が長引く中、学生及び保護者の皆さまの中には、経済的な面でご不安を抱えている方も多数いらっしゃるかと存じます。

本学では、経済的理由により、授業料を期限までに納付することが困難な場合には、学期内における分納による納付を認めておりますが、この度、新型コロナウイルス感染症の影響により、家計の経済状況が悪化し、授業料を学期内に納付することが困難になった場合については、以下のとおり最大分納期限を延長して認める制度を新設いたしました。

【新型コロナウイルス感染症に係る経済的理由による最大分納期限】

- 1 前期分は、翌年の2月15日まで
(例：2021年度前期分 → 2022年2月)
- 2 後期分は、翌年の7月15日まで
(例：2020年度後期分 → 2021年7月)

また、従来までは原則、毎月の均等分割納入としておりましたが、個々の計画に基づく分割納入方法に応じることも可能となりました。上記制度の利用をご検討の方は、財務課までご相談ください。

【お問い合わせ先】

札幌大谷学園 法人本部財務課（授業料の分納・各種ローンに関すること）

TEL：011-742-8804（直通） MAIL：zaimu@sapporo-otani.ac.jp

時間：月～金 9時00分～17時00分